

平成25年度第1回瑞浪市地域公共交通会議 会議録

会議の日時	平成25年5月13日（月）午前10時30分
会議の場所	瑞浪市役所2階大会議室
出席者	委員 磯部友彦（中部大学） 松井茂久（岐阜運輸支局：木村治史 代理） 瀨瀬貴広（県公共交通課：松田勲 代理） 加納正男（多治見警察署）、小椋昭司（多治見土木事務所） 山田芳喜（岐阜県バス協会） 門間實（東濃鉄道：栗本敏樹 代理） 山田和洋、橋本 清（以上 平和コーポレーション） 三輪勝彦（瑞浪市デマンド交通システム運行事業者） 大山理晴（瑞浪市連合自治会） 石井一広（瑞浪市PTA連合会） 西脇弘司（東濃厚生病院） 勝 康弘（瑞浪市副市長）、伊藤明芳（瑞浪市市民福祉部長） 可知勝宏（瑞浪市教育委員会事務局長） 遠藤三知郎（瑞浪市経済環境部長） 木村伸哉（瑞浪市建設水道部土木課長）
	事務局 成瀬（商工課長）、鈴木、吉田
欠席者	委員 福沢 昇（多治見砂防国道事務所）

司会（商工課長）

お時間が参りましたので、これより、平成25年度第1回瑞浪市地域公共交通会議を始めさせていただきます。私、本日の司会・進行を務めさせていただきます、商工課長の成瀬と申します。よろしく申し上げます。

最初に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、レジュメとして「平成25年度瑞浪市地域公共交通会議」と書かれているもの、その資料として資料1から9までございますのでご確認をお願いします。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、レジュメの2番「委嘱状交付」となっておりますが、お手元の「資料2」をご覧ください。「瑞浪市地域公共交通会議設置要綱」の第4条に組織として委員が列記されています。この第4条に基づき、皆様を平成25年度瑞浪市地域公共交通会議委員として委嘱させていただきます。お手元の委嘱状をもって委嘱とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きましてレジュメの3番「会長あいさつ」ということで、本会議の会長であります勝副市長からご挨拶を申し上げます。

会長（副市長）

みなさんこんにちは。副市長の勝でございます。本日は大変お忙しい中、平成25年度第1回地域公共交通会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃は瑞浪市につきまして、格別のご理解、ご協力を賜わりまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。課長の方からも話がありましたが、皆さまを平成25年度瑞浪市地域公共交通会議委員として委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この地域公共交通会議でございますが、これまでは、地域住民の生活に必要なバスの旅客運送の確保、利便性の向上を図ることなどを中心に協議いただいていたまいりましたが、今回市の設置要綱の全面改正を行いまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく、という位置づけにしまして地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置するという事として改正いたしました。

瑞浪市のコミュニティバスにつきましては、平成10年度から運営を開始しておりますが、現在5車両で9路線の運行をしております。小中学生の通学の足として利用されるほか、高齢者などの重要な移動手段となっております。現在の運行業者は平和コーポレーションですが、安全運行にご協力をいただいているところであります。

しかしながらバス路線は市内全域を網羅しているわけではなく、場所によっては運行時間や停留所までの距離の関係から利用が難しいというような条件もありましていまだに多くの交通弱者が存在しているという状況です。市としましてはこのような交通弱者の移動手段を確保する必要があるほか、収益力の強化、路線バスやJRとの接続の向上等の課題があげられていますが、市の現在の特別な状況ということで、中学校の統合に伴う通学の足の確保に係る検討だとか、一部地域で実施されていますデマンド型交通バスの導入も視野に入れた検討も急務となっております。

以上のような問題認識のもと、市としまして平成25年度に利用者以外にも含めた地域ニーズを把握し、地域公共交通の利用の拡大を図るとともに、新時代に向けた公共交通に関する考え方を改めて精査して、市の地域交通の再編計画の検討を行うために、住民ニーズの把握、課題の見直しを把握するための調査事業をこの地域公共交通会議において行いたいと考えております。

位置づけが少し変わってはきましたが、いずれにしても地域住民の必要な交通手段の確保、住民の皆さんが使い勝手がよい形で運航ができるということが本来の目的であり、重要なことであると考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題につきましては、地域公共交通会議に係る規程の制定等4議案でございますが、慎重審議をお願いしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、本会議の成立についてご報告申し上げます。資料1の名簿をご覧ください。名簿3番の国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所道路管理課長の福沢様は欠席と連絡をいただいております。また、5番多治見警察署交通第一課長の加納様は若干遅れるとの連絡をいただいております。続いて8番の東濃鉄道株式会社取締役営業部長の栗本様ですが、代理出席ということで、乗合営業部長の門間様にご出席いただいております。

本日、委員19名中過半数の委員のご出席をいただきましたので、要綱第6条第2項の規定により本交通会議が成立しましたことを報告させていただきます。

そして、この交通会議につきましては、要綱6条第5項の規定により、原則公開となっておりますので、ご承知をお願いします。

それから、本日の交通会議の議事録署名者を、瑞浪市連合自治会代表の日吉町の大山理晴様をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きましてレジュメの4番、委員紹介となっておりますが、資料1の委員名簿をご覧ください。今回、要綱の全部改正に伴いまして、新たに学識経験者として、中部大学工学部教授の磯部友彦先生に、また、地域住民代表として、瑞浪市PTA連合会副会長の石井様に委員をお願いいたしました。

磯部先生は地域交通政策の他、土木計画学や福祉のまちづくりなどを専門とされており、これまでも、隣の土岐市で公共交通活性化協議会委員になられるなど、様々

な計画策定に携わられております。

石井様におかれましては、瑞浪市のコミュニティバスの一部が小中学生の通学に利用されていることから、児童生徒の保護者の立場としてご意見をいただきたく、委員となっていただきました。

また、これまでは4名の区長会長様に委員をお願いしておりましたが、今年度より区長会長様につきましては1名とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、レジュメの5番「役員選出」についてですが、第5条2項の規定により副会長を委員の中から選任し、第12条の規定により、会長が監査委員2名を任命することとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

会長

副会長につきましては選任するという事になっておりますが、私の方から指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、副会長につきましては、中部大学教授の磯部先生にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、監査委員につきましては、東濃厚生病院の西脇事務局長と市民福祉部長の伊藤さんをお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

司会

それでは磯部先生、西脇様、伊藤様、よろしくお願いいたします。

続きまして、レジュメ6番の「協議事項」に入りたいと思っておりますが、要綱第6条1項の規定により、議長は会長が指名することとなっておりますので、会長、議長の指名をお願いします。

会長

ややこしい決まりとなっております、申し訳ありません。本会議の議長につきましては、副会長となつていただきました中部大学教授 磯部先生にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（磯部先生）

それでは、ここからは議長として議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、協議事項の1「地域公共交通会議規程等」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2～5に基づき説明)

議長

ただいま、事務局より、議題1について説明がありましたが、この説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

松井

設置要綱についてですが、連携計画を策定するという事につきましてはよいかと思うのですが、元々の公共交通会議で協議していただいているような、例えば路線の新設や変更に関する事についても含めた形で、この会議で運営していくのか、それとも、それについては別に会議を

設置して検討していくのか、どうでしょう。

議長

その点、事務局としてはいかがですか。

事務局

道路運送法関係の協議についても、当然この会議の中で行っていきたいと考えておりますが、それはまた、会議を重ねる中で第3回、4回あたりでそのあたりの検討をしたいと思っております。要綱はこのような形で全部改正させていただきましたが、必要な事項ですので他市の事例も参考に再度見直すこともさせていただきます。

今回このような形でスタートさせていただいて年度の途中であっても、そのあたりも要綱の中に入れる形で進めたいと思っております。

議長

今事務局がおっしゃったのは、いわゆる路線の変更というような手続きは市のほうで会議体を作ってやっていただければ、運輸局として審査機関が短くなるかそういうメリットがありますので、いろいろな市町村の事例ではそのようにやっていただきたいという流れです。ですので、この会議の中でやるのか、別の会議体でやるのかという議論なのですが、結局この会議体の中でやっていくということですね。

そうしますと、第1条の記述は活性化法の流れだけですので、少しそこは、それ以外のことはやらないということにしますと、意図と合わないということになると思っております。直すのであれば、どこかで変えていただくということになると思っております。

道路運送法関係の話というのは、自治体のほうで用意すればいいというもので、どこかの法律に書かれているわけではない。少しややこしいんですね。活性化法のほうは、このような会議を作りなさいとかいろいろ規定がありますが、道路運送法の関係ははっきりと書かれていないんですよ。自治体のほうでこういうように会議をもってやるとスムーズにいきますよということであって、絶対に会議体を作れとは書いていないんですよ。ただ、その2つを1つの会議体でやっている事例が多いので、一緒にやったほうがよろしいんじゃないかなということですよ。

会長

今事務局が説明しましたけれど、今回全部改正した時に、今まで持っていた地域公共交通会議の部分も全部なくなりましたので、これは事務的にはもう少し後でいいと思っておりますが、それまでに要綱のほうは改正させていただくということです。内容的には、地域連携計画と今までやっていたものを同じこの会議でやっていくということとしますので、少し手続き上は遅れますが、設置要綱の改正を入れていくということでご理解いただきたいと思います。

議長

あとよろしいでしょうか。

松井

合意形成のあり方ですけど、これまでは多数決ということでしたがこれでよろしいのでしょうか。これは、市町村によっていろいろと考えがありますが、一度話し合っていた方がいいのかなと思います。

議長

これは、皆様のご意見を聞いておいたほうがいいかなと思います。第6条第4項で、「会議の議決方法は、会議出席委員の全会一致で決定するものとする。」となっております。と言いながら、第2項でこの会議は委員の過半数の出席で成立するとなっております。ということは、会議に参加されない委員もおられる、あくまでも出席委員の全会一致ということですので、少し微妙な

んですよ。

全会一致じゃなくても、多くの委員が賛成すればいいんじゃないかという議論もある。その辺をどうすればいいのかという悩ましいことがあります。ご意見をいただきたいと思います。

事務局

少し、事務局の考え方を説明させていただきますと、従前の公共交通会議の設置要綱においては、確かにこの合意形成のあり方については、「出席委員の過半数で決すると、そして可否同数の場合は、会長が決する」としてございました。今回、全会一致でとさせていただいたのは、協議結果の尊重義務ということをや綱の中に入れてありますから、みなさんやはり納得いただいたうえで作成するこの計画を進めていきたいという思いがございまして、全会一致と入れさせていただきました。

議長

少し厳しいハードルがありますね。全会一致ですね。

会長

前は、過半数だったわけですね。

事務局

そうです。

会長

何か意味があるの。

事務局

決まったことを守っていただくためには、納得していただく必要があるかなと。

大山

全会一致と表現してますが、これは多数決でやるのですか。出席者の賛否は。

事務局

賛否は取ります。

大山

日本語は難しいですね。議決方法を全会一致で決めるということではないのですか。私は、そう理解しました。

事務局

出席委員の全会一致ですので、欠席された方は含まれません。代理の方は出席委員とみなしますので、代理の方も採決に参加できます。

議長

反対者がいたら、成立しないということです。議決を棄権する人もあるかもしれない。

事務局

今回の改正で法定協議会という性格となりますので、法律の中にも整った事項については尊重の義務が生じてきますので、あえて全会一致としております。今までとは法的な位置づけも変わったため、このような条文とさせていただきました。

会長

全会一致ならば、尊重義務は要らないのではないかと。反対があるから、反対があってもやるから尊重しなさいということが趣旨であって、全会一致でなければやらないということでは、法の趣旨に合わないのではないかと。法の趣旨の取り方が間違っているのではないかと。反対であっても、会議に出て決まったことは尊重しなさいということであって、逆でないかと。決まったことは、全員でやりましょうねということが法の趣旨であって、決めるためには全会一致でなければならぬということでは、法の趣旨の取り方が間違っているから、ここは間違えませんでしたとして直したほうが良いと思う。皆さんのご意見はどうですか。

大山

全会一致だと、前に進まないですね。

山田

例えば今後、もっと細かく話が進んでいくわけですが、バス停の位置一つ取ってもいろんな考え方があって、Aの場所とBの場所と100メートルしか離れていないという中で、Aが良いという人が大多数であってもBのほうが良いという人が1人でもいれば決められないということもあり得ます。これは非常に暴論になりますが、民主主義の大原則は多数決ということだと思います。そのうえで拘束事項として第7条があって、反対の方でも、合意形成があった後は従っていただき進めていくというのが本来だと思います。現状では、今大きな問題は思い浮かばないのですが、今後突き詰めていく中で、利害関係が反するということがあった場合、何も決められないということになる。今でも市民から要望が出ていることに、十分応えられていない部分もあるものから、そういうことを踏まえると、予算の関係もあり、安全上の問題もありますので、100%ということは難しいと、事業者としても思います。

議長

資料の2の要綱は、これは市が決めることですので、今ここで直せない状況ですね。あくまでも会議としては、見直してくださいと要望を出すしかないということですのでそういう意見を踏まえていただきたい。

松井

今合意形成についてのお話をさせていただいていますが、今後細かなことを決めていくにあたって、代理出席のことは規定されていますが、全員集まって決めていくということができない状況も考えられます。その辺を勘案しながら、会議を開催しないで、たとえば書面で評決できるようなことも作っておいたほうがよいのではないかと思います。

議長

今、他の事例も見てみますと、連携計画を作っているだけではなく、たとえば先ほど事務局が説明されたようなことと、路線を変更したり、バス停の位置の変更をしたりというようなことも議決事項ということになるのですけれど、些細なと言っては何ですが、些細なことであってもこれだけの委員が集まらなければならない。そして、集まらなければ前に進まないという恐れもあります。

例えば、バス停を先ほどの事例ですと100m動かしたいというとき、たとえば、下水道工事があってバス停を動かさなくてはならないと、だれが見たって仕方がないような事例であって、賛否両論ありえないようなことであっても、バス停を移すには議決が必要ということもあると思います。そんな時には、書面評決ということであればスムーズに行く。そういうこともひとつひとつここに書くのか、それとも会長が別途定めるということか、逃げるということか。

先ほどの全会一致ということについては、別途会長が定めるとしますと変なことになりますが。

会長

事務局、いいですか。

事務局

要綱については、一義的には市のほうで決めるものですので、皆さんの意見を反映させた形で、全会一致の考え方については改めたいと思いますし、先ほどの道路運送法に関する検討についても、要綱の設置目的の中に位置づける形で、要綱の改正手続きを今後取りたいと思います。

会長

書面決裁についても、「できる」規定だけ作っておけば、会長が承認した場合は、書面による評決ができるということを検討して入れておいてください。

議長

それでは、そのように要綱を適宜改正されるという前提で、資料の3、4、5については、会議で決めることですので、この辺りは、確認したいと思います。ですから、要綱は市で改正されると、その他の規定については、ここで承認するということの決を採りたいと思いますが、議案のとおり承認することで意義ありませんか。

(異議なし)

議長

では、異議なしということで、この規定については承認されました。
続きまして、議題2の平成25年度予算について事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料6により説明)

議長

ただいま、説明がありましたが、何か質問ありますか。

国から予算をいただきまして、市からもお金を出して、とりあえずはこの連携計画を作る仕事をしましょうということです。そのためにこの会議を開いて、俗にいうコンサルティング会社に委託して計画を作るお手伝いをしてもらいましょうということです。

それから最後に言われたように、予算の管理は、市から離れたところで管理すると、少しややこしい話ですが。ですから、市からの負担金という不思議な項目があるのはそういうわけなんです。

なにか、ご質問ありませんか。

よろしければこれも決を採ります。原案どおり承認することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。議題2の平成25年度予算については原案どおり承認されました。

続きまして、議題の3番目の調査実施に係る業者選定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料7により説明)

議長

幹事会と分科会ということがありましたが、要綱を見ますと8条、9条で「必要に応じ」て設

置するということですが、「必要に応じ」とはどのようなことかということですが、幹事会の運営組織その他必要なことについては会長が別に定めるとありますので、会長がこうだと決めたらそれでおしまいということ。分科会というものも同じように、「専門的な調査、検討を行うために必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる」とあり、分科会についても、運営などは会長が別に定めるとなっていますが、一応皆さんのご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

石井

今回この会議にお呼びいただいたところの趣旨としまして、PTAの連合会が稲津中学校のPTA会長が連合会の会長でして、私は陶小学校のPTA会長で連合会の副会長をさせていただいていますが、2、3年後に統合される中学校の担当者として私が統合される側の陶小学校の立場で、この交通会議に来て、スクールバスなんかの運営について意見を言ってほしいということでした。

これについても、メインでやるのはこの分科会ということでしょうか。

議長

分科会の役割というものを説明いただけますか。幹事会についても。今回のプロポーザルについても、どんな立場でどんなことをすればよいのか。

事務局

まず幹事会につきましては、今後計画などを詰めていくわけですが、その都度今回の様に委員の皆様を集めるということも、皆様のご都合もあり難しいということもありまして、人数を限定したわけです。実際に道路管理者などは、計画の内容よりも今までの例ですと改正の際に、計画というより道路の管理上問題があるかということで参加をしていただきましたので、計画自体には直接ということでこの人数に絞らせていただきました。

プロポーザル審査分科会については、委託事業者を選ぶわけですが、選ぶに際して公正に選んでいただけるようにと人選をさせていただきました。ですので、交通事業者はこの分科会からは外させていただいています。

プロポーザルに関する分科会では、どのようなことを委託事業者に行わせるのか、事業者によっていただくことを提案形式で審査します。ですので、石井委員がおっしゃったようにスクールバスについてこのようなことを調査させたいというようなこともプロポーザルの中で出てくることも考えられます。どのようなことを内容とする計画策定を提案するのかという中で事業者を選定していきますので、こういう範囲の業務を委託事業者によっていただきたいということは分科会で検討いただきたいと思います。そういう視点で業者選定に参加いただきたいと思います。

議長

なかなか難しいのですけれど、事務局ではこういう内容でやってくださいねというものを出すわけですね。ですが、内容勝負ですので各会社はいろいろとアイデアを持ってくるわけです。「当社ではこんなことができますよ。これまでもこんな実績がありますよ。」と言ってくるわけです。ですけれど、審査は本当にできるのかといった疑った目で見ないと、できると言ってやらなかった業者もありますのでね。素晴らしいなと思ったけれど時間がなくてできませんでしたということもありましたのでね。どういう視点で地域を見る力があるのかということも審査の際大切になります。地域住民の立場で見いただければと思います。

他にいかがでしょうか。幹事会については、今後どのような仕事をするのか、その都度その都度変わってくると思いますので、おそらく幹事会を開催するときに個々の委員でも入っていただく場合もあると思います。

他によろしいでしょうか。では、この議題3、4についても決を採ります。議題3、4について原案のとおり承認いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしということで、議題3、4については原案のとおり承認されました。幹事会、分科会の委員については、委員として選定された皆様におかれましては、今後の会議等の際、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項は以上となりますので、これにて議長を降りさせていただきます。皆様に慎重審議をしていただきましたこと、また、ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

司会（商工課長）

磯部先生ありがとうございました。

先ほどの要綱の部分でご指摘いただきました事項については、事務局のほうで改正の手続きをし、皆様にご案内したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、レジュメの7「その他」とありますが、今後のスケジュールにつきまして、担当より説明させていただきます。

司会

(資料9に基づき説明)

事務局

今後の会議スケジュールについて説明させていただきましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

会長

今説明がありましたが、プロポーザルをやる前に仕様書の審査など分科会でやるとか、役割をはっきりさせないと。今、これでは分科会はプロポーザルの審査だけということですが、これではできないと思います。仕様書を分科会で検討するとかしないで、いきなり審査ということだと、先ほど意見もあったように難しい審査ですので、その日に突然来て審査をしろと言われてもできるわけないから、事務局は事前に十分準備をして資料提供するなり、話し合いを持つ場を別に作らないと、石井さんも言われたように審査だけのためではいけないので、そのような説明をしているのでそれに合うようなスケジュールにしないとおかしいからきちんと直してほしい。プロポーザルの審査の前にきちんと資料をいただいて、こういう方向で進めたいとか打ち合わせがないと審査はできないから、その辺は事務局に要望したいと思います。

事務局

その辺はご意見を踏まえて会議のスケジュールなり資料を作らせていただきます。それからプロポーザルにつきましては、特に磯部先生にアドバイスいただきながら、内容のある業務をやっただけの形に持っていきたいと思います。

その他にご意見ございますか。

磯部

今のスケジュールですと、両方プロポーザルをやるのですね。計画を作るコンサルタント会社を選ぶプロポーザル審査と、実際に来年度バスを走らせる会社を選ぶことと両方ですね。

事務局

業務としては別業務ですので、計画を作る業務と運行に関する業務とそれぞれプロポーザルによる審査をしたいと考えています。

会長

両方の審査を先ほどのメンバーでやるということですね。

事務局

運行についての審査も、先ほどの分科会のメンバーでお願いしたいと考えています。

会長

地域公共交通会議でバス事業者を選定するということですか。

事務局

そうです。契約は市が行いますので、実際には市の契約審査委員会にお諮りすることになりますが、この分科会でご審議いただきたいと思います。

会長

業者選定をですか。

事務局

はい。今までは、市の内部での契約審査委員会、それからプロポーザル審査委員会を作ってやっておりましたが、これまでの反省の中で、外部の意見を聞いたほうがよい、専門家の意見を聞いたほうがよいという意見がございまして、別途組織を外に作るのがいいのかということがあり、今回このようにさせていただきました。

会長

それは、後で市の中で検討したいと思います。

今は、この公共交通会議がその予算をもって事業をする中で、計画を作る委託事業者の審査をするということでご理解いただきたいと思います。後は、事務局と私の間で、少し未調整の部分がありますので、そのあたりは再検討させていただきます。

大山

一つお聞きしておきたいのですが、プロポーザル方式というのは、事業者の意見をもらうということですか。

会長

このプロポーザル審査は、事業者からアンケートや各種の調査を行い、地域連携計画を策定する支援をってもらう業務内容の審査をするということですので、コミュニティバスの委託事業者の選定は少しお待ちいただきたいとお話しさせていただいています。

大山

設計業者が、こういうスタイルにしたらいよいよと言いつつ、それに合う受託業者が出てくるのかということですが、それは後の検討課題ということですか。プロポーザルという提案をしたら、やはりそのとおりいかなければいけないと思いますが。

会長

今2つのプロポーザルというお話をしましたので、混乱してみえると思いますが、コミュニティバスの業者の選定というものと、もう一つは地域の公共交通をどうしていくのかという計画を策定するのが1つです。この地域公共交通会議で予算をもっているのは、これからの地域公共交通をどうしたらいいのかという住民意見を聞いたり、それに基づいてどのような計画を作るのかという業務です。

大山

よく整理をしておかないと。

そうなると、スケジュールの第2回プロポーザル審査分科会とか、第3回の分科会は少しまだ疑問ということですね。

事務局

はい。この第2回、第3回の分科会については保留ということで、また事務局で調整させていただきます。

そのほか、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

それでは、これにて第1回地域公共交通会議を閉めさせていただきます。会長よろしくお願ひします。

会長

皆様には、大変お見苦しい点もお見せしてしまいましたが、長時間にわたり慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

まず、第1点に要綱の改正については、いろいろとご意見いただきましたので、これについてはきっちりと市のほうで対応させていただきます。それから分科会の役割、幹事会の役割についても、次回にきっちりお話ができるようにしたい。分科会については、いろいろな分科会が考えられますので、今回についてはプロポーザル審査分科会ですが、また今後違った意味合いの分科会を作っていかなければならないということもあると思います。それは、また、会議の中で進めさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

これをもちまして平成25年度第1回瑞浪市地域公共交通会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(午前11時40分閉会)

平成25年6月6日

議事録署名者 大山理晴